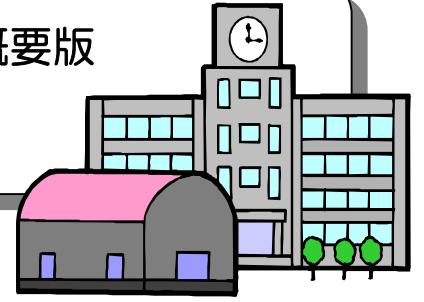


# 市立小・中学校の適正配置について（答申）概要版

## 八王子市立学校適正配置等審議会（第3期）



### 審議会の基本的な考え方

近年の少子化の進行などから学校の小規模化が進んでいる地域がある一方で、大規模な住宅開発により、子どもの数が増加している地域があり、学校規模に大きな差が生じています。

また、学校選択制の実施や、小中一貫教育・地域運営学校など新たな教育改革への取り組みが行われています。

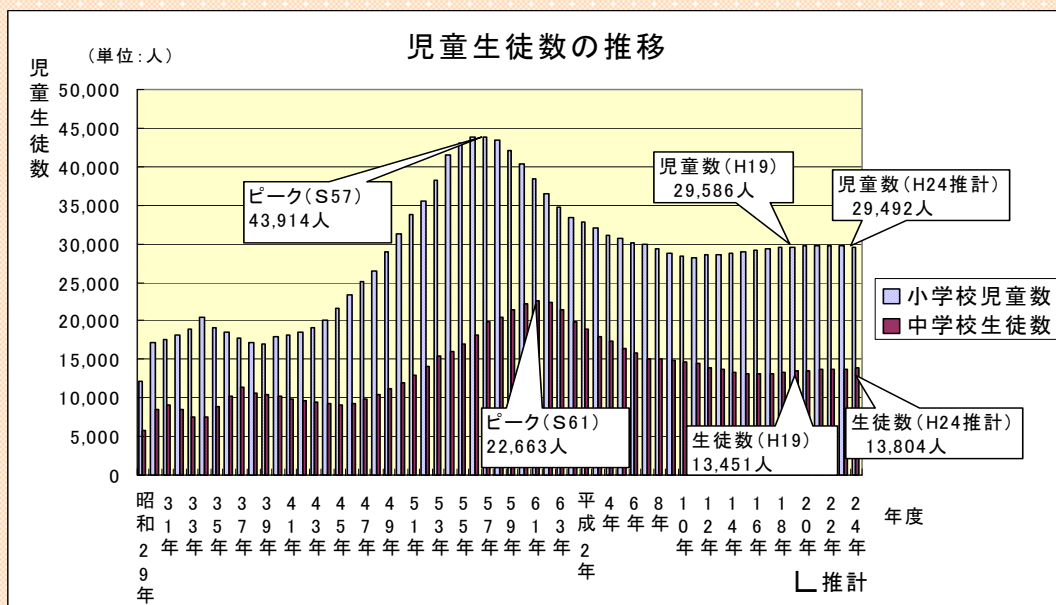
審議会では、教育委員会からの諮問に基づき、子どもたちのための望ましい教育環境を整え、充実が図れるよう、学校の規模、子どもの安全、そして、地域との関わりに重点を置いて議論を進めながら、小・中学校の適正配置・適正規模についての審議を行いました。

## 第1章 市立学校の現状と将来予測

### 1.人口及び児童・生徒数の推移

八王子市の人口は、これまで増加し続けており、人口の将来予測については、平成32年の推定人口を594,200人としている。（平成20年3月策定「八王子市地域保健福祉計画」による。）

少子化の進行とともに、昭和50年代後半から60年代の前半以降、児童・生徒数ともに減少しているが、ここ数年では、八王子ニュータウンなどの大規模な住宅開発により、児童数は平成11年度以降、生徒数は平成16年度以降、微増傾向が続いている。



※資料は市教育委員会統計による。（平成19年度までは、各年5月1日現在の実績値）  
 ※特別支援学級・高尾山学園在籍児童・生徒数を含む。  
 ※平成20年度以降はコーホート変化率法による推計値（平成19年10月時点での推計）

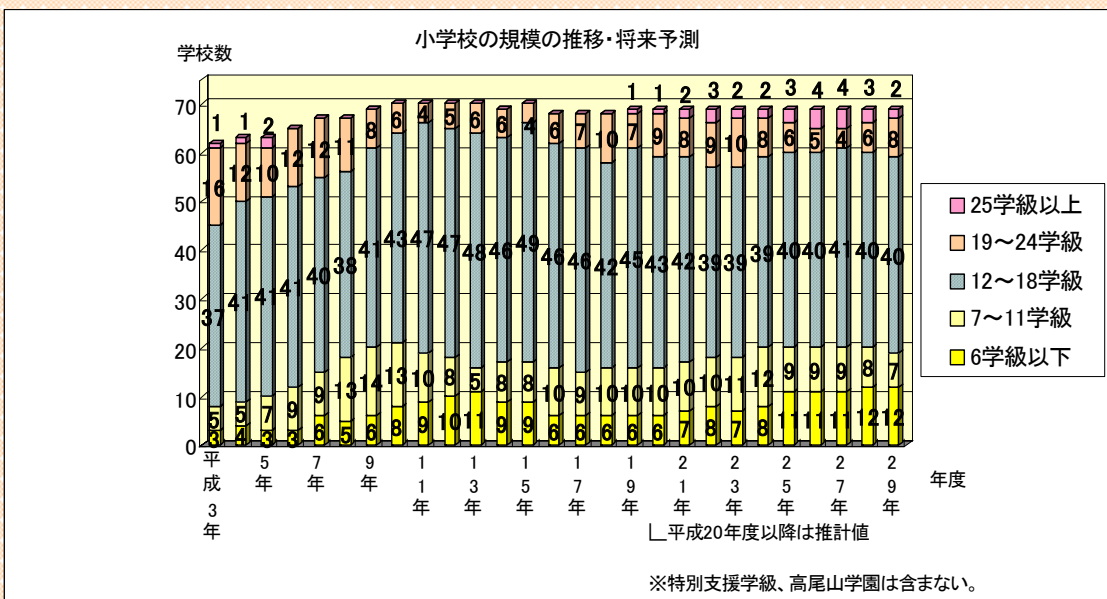
## 2. 児童・生徒数及び学校規模の将来予測

小学校の児童数は、今後も数年間は微増するが、平成 23 年度以降は再び減少に転じ、中学校の生徒数も微増傾向が続き、減少に転じるのは平成 25 年度以降になると予測している。

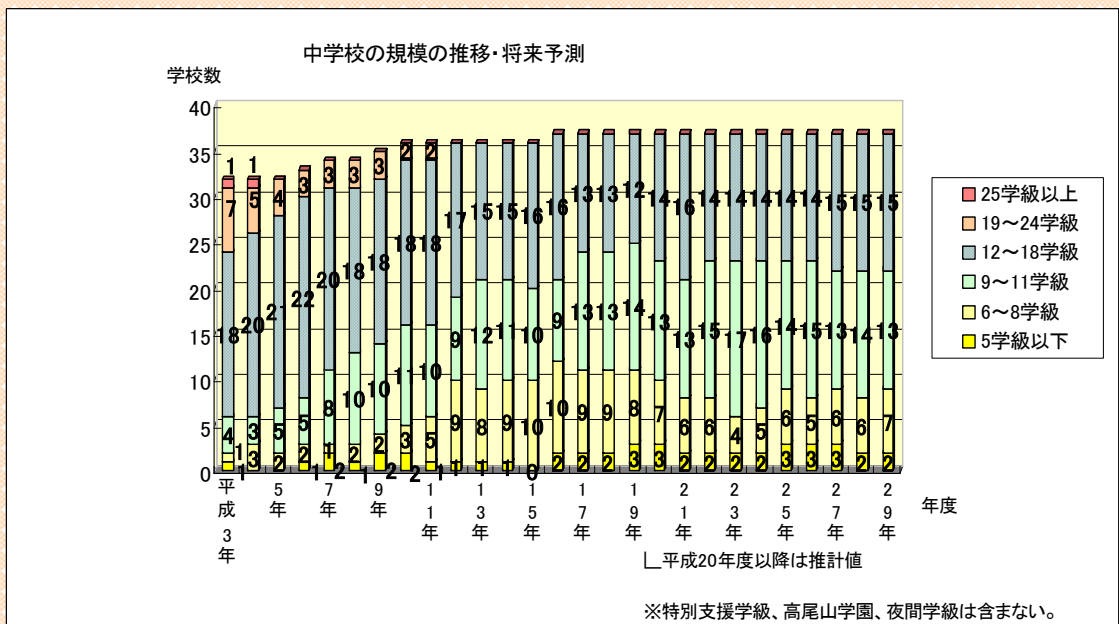
(八王子市教育委員会推計による)

小学校では、これまでに 11 学級以下の学校が増加している。今後、小規模化する学校が顕著に増える見込みはないものの、全学年が単学級となる 6 学級以下の学校数の増加が見込まれ、小規模化している学校では、さらに規模が小さくなるのが推測でき、適正な教育環境を維持していく上での課題である。

中学校も小学校と同様に全体的に規模が縮小しており、11 学級以下の学校数が顕著に増加している。



(平成19年度までは実績値、平成20年度以降は、市教育委員会推計による。(平成19年5月時点での推計))



(平成19年度までは実績値、平成20年度以降は、市教育委員会推計による。(平成19年5月時点での推計))

### 3. これまでの適正配置の推進への取り組み

これまで、市の適正配置の推進への取り組みは、平成12年6月に第1期の適正配置等審議会答申後、「市立学校の学校規模の適正化について(平成13年1月25日 教育委員会決定)」により、具体的な学校名を挙げ、適正規模を確保していく方策として統廃合を実施する方針を策定した。

その後、平成13年1月に2地域、平成14年6月に1地域の統廃合計画を発表し、説明会の実施や準備会・協議会を設置し、7つの小学校を対象として統廃合を進めてきた。

3つの地域では、保護者や地域住民との合意形成が図られ、統廃合が実施された。(松が谷小学校と鹿島小学校の統廃合計画は一時中断)

いずれの小学校も統合後は児童数が増えたことにより、多様な人間関係の形成、様々なグループ編成による学習形態の多様化、学校行事等の活性化などが図られ、統合の成果があったものと考えられる。

しかし、統合後もさらに児童が減り続けている学校もあり、平成19年度4月現在では、緑が丘小学校を除く3つの小学校では、12学級を下回っている。

対象校	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上館小学校 殿入小学校	6月 適正配置等審議会答申 1月 学校規模適正化の方針決定 統廃合計画の発表	説明会 統廃合準備会(全8回)	校舎改修 ◎統合 館小学校 (殿入小校舎使用)	校舎移転(上館小校舎使用) (空き校舎改修)	(高尾山学園開校)		
松が谷小学校 三本松小学校 鹿島小学校		説明会		統合連絡協議会(全17回)	◎統合 松が谷小学校	説明会 (松が谷小と鹿島小の統廃合計画は一時中断)	
寺田小学校 稲荷山小学校			統廃合計画の発表 説明会	統合連絡協議会(全11回)	(寺田小校舎使用) ◎統合 緑が丘小学校	校舎増築	



## 第2章 適正配置・適正規模についての基本的な考え方

### 1 学校の配置と規模について

#### (1) 学校規模による長所、短所及び課題

学校教育を行う上では、学校規模の大小により、学習・生活面、教育指導面、学校運営面などに様々なメリット、デメリットが発生すると考えられる。

特に子どもたちにとって望ましい教育環境を考える上で大切なのは、集団の中で他人との交流を通して学び、多様な個性とふれあい、お互いの個性の違いを認めあいながら豊かな個性を育むことや習熟度別学習・課題別学習など少人数指導による個に応じた指導の充実等、多様な教育を進めることなどがあげられ、そのためには、学校の一定規模を確保し、維持していく必要がある。

#### (2) 望ましい学校規模

望ましい学校規模としての学級数は、小・中学校とも12学級から18学級までと考える。ただし、望ましい学校規模の範囲とは、一律な基準ではなく、標準的な考え方とし、この規模の範囲では、学習・生活面、教育指導面、学校運営面においてデメリットが発生しにくい範囲を示す。

また、学年運営等において大きな支障がない範囲として、小学校は、19学級から24学級まで、中学校は9学級から11学級までの範囲を望ましい学校規模の範囲に準じて考える。

#### (3) 学校規模の定義

本審議会では学校規模の目安について、次のとおり定義した。(単位・学級数)

学校規模	過小規模	小規模	望ましい規模に準ずる規模	望ましい規模	望ましい規模に準ずる規模	大規模	過大規模
小学校	～5	6～11	—	12～18	19～24	25～30	31～
中学校	—	3～8	9～11	12～18	—	19～30	31～

#### (4) 学校の配置と通学距離・時間

学校の適正な配置は、通学区域の中心、或いは、地域の拠点付近に位置することが望ましいが、学校規模、児童・生徒数の推移、通学区域、学校と地域との関わりなどを考慮し、現在の学校の配置を基準に、小規模校の解消などにより適正規模を確保していく必要がある。

通学時間の上限は、小・中学校とも概ね30分程度、距離として徒歩では2km程度が望ましい。

#### (5) 小規模校の対応（※具体的な方策は第3章に掲載）

原則として、複数の学校の統合により小規模校の課題の解消を図るものとする。

なお、統合後に通学距離が長くなる地域は、交通手段を確保する必要がある。

複式学級が発生し、過小規模校になることが懸念される学校は、早急な対応を行う。

#### (6) 大規模校の対応（※具体的な方策は第3章に掲載）

大規模校となる期間が長期に及ばない場合は、通学区域の変更と教室の確保等施設面の対応とを比較した上で、適切な教育環境を維持していくための方策を講じる。

## 2 通学区域による学校と地域の関係について

### (1) 現状と基本的な考え方

学校選択制の実施により、学校と地域の変化が生じているものと考えられるが、学校と保護者及び地域との関係・連携は、通学区域を基本として考える。

### (2) 今後の通学区域による学校と地域の関係

今後も学校と地域のいっそうの連携・協働が求められていることから、通学区域は、町会・自治会等の地域のまとまりと整合性が取れていることが望ましく、通学区域が地域のまとまりを分断しているなど、学校と地域との関係に支障を及ぼしている場合は、通学区域の変更が必要である。

今後も学校選択制により保護者や子どもの希望にも応じながら、通学区域制度を維持し、学校と地域との関係をいっそう深めながら、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていく。

## 3 小学校の通学区域と中学校の通学区域の関係について

### (1) 現状と基本的な考え方

小中一貫教育の推進をはじめ、小学校と中学校の円滑な接続や学校と地域との関係づくりを考え、通学区域は、原則、小学校2校と中学校1校の組み合わせが望ましい。

### (2) 今後の通学区域による学校と地域の関係

小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがり、地域活動等に支障を及ぼしている場合は、通学区域の是正が必要である

小中一貫教育を推進していく上では、地域のまとまりなどに配慮しながら、小学校と中学校の通学区域の関係を見直していく必要がある。

## 4 安心・安全な通学環境について

### (1) 現状と基本的な考え方

学校内の防犯、登下校時等の交通安全や不審者への対応など、安心・安全な通学環境の確保・整備については、警察等関係機関との連携を密にしながら、いっそうの取り組みを行っていくことが望まれる。

### (2) 今後の安心・安全な通学環境

通学路の危険箇所や不審者情報等を行政、学校、保護者・地域住民が情報と意識を共有し、それぞれの役割分担を明確にしながら連携し、安心・安全な通学環境を整備していくことが必要である。

地域ぐるみで子どもを見守る意識を高め、地域住民の声かけなどにより子どもたちとのふれあいを含めた通学環境を作っていくとともに、子どもたちへの安全教育の充実が必要である。

### (1) 学校施設の維持管理

学校は、耐震化などによる安心・安全な施設、多様な学習形態への対応などによる充実した教育施設であることが求められる。

維持管理については、長期的な改修・改築計画に基づき、効率的かつ着実に行っていくことが必要である。

中・長期的な展望により、改築時には、学校の統合など適正配置の検討も行いながら改修・改築計画を作成していく必要がある。

### (2) 学校施設の有効活用

学校施設は、学校教育を目的とした施設であるが、児童・生徒数の減少から、保有教室に余裕がある学校や統廃合により廃止される学校については、市民全体の共有財産である公共施設として、十分に活用していくことが求められる。

今後、改修・改築時には、学校施設としての利用以外にも配慮した施設づくりを行っていく必要がある。

統廃合により廃止になった学校施設の活用については、市民との合意形成を図りながら、有効な活用を図ることが望まれる。

### (3) 今後の学校施設のあり方

学校教育を取り巻く環境は急速に変化しており、教育環境の充実を図る上では、学校施設・設備面の対応も進めていかなければならない。

学校の施設・設備に求められる点は、耐震、防犯・防災等の安全の確保、多様な学習形態や特別支援教育への対応、子どもたちの悩みや相談のための教室の確保、教室の暑さ対策、IT化への対応、バリアフリー化・ユニバーサルデザインへの対応、トイレ改修、環境への配慮などを挙げることができる。

今後、改築を行う際には、検討会等を設置するなど地域住民等の意見を取り入れながら計画を進めていくことが大切である。



## 第3章 実現のための具体的な方策

### 1. 適正配置を推進するための具体的な方策

#### (基本的な考え方)

審議会では、教育課程を踏まえ、公立学校としての適切な教育環境を整えていくことが重要であり、そのためには、地域の実情等を考慮しながら、適正配置・適正規模の確保を推進しなければならないと考えた。こうした教育基盤を整備した上で、教育活動の様々な工夫や特色ある学校づくりなどを展開していく必要がある。

答申後、教育委員会が適正配置を着実に実施していくためには、市民の理解及び当該地域における保護者・住民との合意形成が不可欠である。

#### (1) 望ましい規模の学校にするための方策

##### ア 小規模校への方策

小学校は11学級以下、中学校は8学級以下の学校について、小規模による課題を解消するためには、次のような方策が考えられる。

##### ① 複数の学校の統廃合

近接した学校があり、統合後の規模や通学距離・時間(概ね2km又は徒歩30分程度)に大きな支障がない場合には、統合により小規模の解消を図る。

周囲に近接した学校がなく、通学の負担が大きくなる場合は、路線バス等の利用やスクールバスの運行など通学手段の確保が必要である。

##### ② 小規模校の周囲の複数校との通学区域の再編成

統合後の通学区域の設定に偏りが生じる地域については、在校児童・生徒が一つの学校に統合した後、廃止した学校の通学区域を周辺の複数の学校の通学区域に編入し、周辺の学校も含めた適正配置を行う方法も考えられる。

##### ③ 適正規模化が図られない場合の方策

小規模校の課題を解消する方策は、原則、①と②によるものとするが、地理的に、交通手段を確保してもなお通学負担が大きい地域がある。

このような地域では、実情に応じて小中一貫教育や特認校制度などを基盤に、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面などの規模的な課題を、学習指導の工夫や近接校との連携、教職員の配置などにより補い、小規模校の利点を生かしながら、地域に開かれ特色ある学校づくりをいっそう推進し、小規模校として存続させていくことも一つの方策であると考えられる。

##### イ 過小規模校への方策

2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、教育環境上、大きな課題があると言え、避けなければならない。今後の児童数の推計により、過小規模校になることが予測できた時点で、それを回避するために早急な対応を行うべきである。

## ウ 大規模校への方策

住宅開発などによる一時的な児童数の増加による場合は、施設の増築や設備の整備による対応と合わせ、学校経営の工夫や加配教員・指導補助者等の相応な配置を行うなど適切な教育環境を維持していくことが必要である。

しかし、長期間、大規模な状態が続くことが見込まれる場合は、学校選択制による他の通学区域からの受入れの抑制や通学区域の変更が必要であると考ええる。

通学区域を変更する際は、在校生や地域のまとまり及び通学環境への配慮や、変更後も従前の指定校に希望すれば就学が可能となるよう、柔軟な措置なども検討する必要がある。

30 学級を超える過大規模校が発生すると見込まれる場合は、過大規模の期間がどの程度の期間に及ぶのかを的確に推計し、通学区域の変更や学校の分離新設を検討することが必要である。

## (2) 検討会等の設置による適正配置の推進

適正配置を推進する上では、一定の手順を経ながら進めていくことが適切である。まずは、当該地域の保護者・地域住民等への説明会を実施し、学校の規模や通学環境等の現状や課題及び公立学校としての望ましい教育環境について共通認識を持つことから着手する。

次に、具体的に規模等の課題を解消する方策について、学校及び保護者・地域住民等の関係者で組織する「地域別の検討会」を設置するなど一定のルールづくりと関係者との合意形成を図りながら進めていく必要がある。

検討会では、地域の実情を踏まえ、子どもたちに資する公立学校としての教育環境の整備・充実を念頭に、次項の留意事項を含み、統廃合の是非を含めた検討を行うことが必要であると考ええる。

## (3) 適正配置を推進する場合の留意事項

### ア 地域のまとまりへの配慮

学校と地域の関係は、通学区域制度を基本とする考え方から、学校の統廃合により適正配置を進める場合には、地域のまとまりに十分に配慮しなければならない。

統合する学校の通学区域が、町会・自治会等のまとまりと整合が取れていない場合には、統合を機会に通学区域を見直すなど、統合後の新しい学校が円滑に地域と連携が取れるよう配慮することが必要である。

さらに、学校の統合時には子どもたちが地域に早く馴染むことができるように、町会・自治会をはじめとする地域の様々なコミュニティや青少年対策地区委員会をはじめとする育成団体等と十分に協議しながら準備を進めていくことが重要である。

### イ 小学校と中学校の通学区域の整合性への配慮

統廃合により適正配置を進める場合は、小学校と中学校の円滑な接続のために、1つの小学校の通学区域が2つ又は3つの中学校の通学区域にまたがる通学区域の是正など、小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性にも配慮することが必要である。



### ウ 通学環境への配慮

統合後に通学の距離や時間が増える地域が発生する場合には、新たな通学路について、信号機や横断歩道の状況や人目が行渡りにくい場所などを事前に把握し、行政、学校、保護者及び地域とが対応を十分に協議していくことが必要である。

また、統合の際には、通学路の整備、保護者・地域住民との連携などに加えて、子どもたちが通学に慣れるまでの一定の期間、通学指導員等を配置するなど十分な対策を講じていくことも必要である。

### エ 廃止される学校への配慮

統廃合の際には、子どもたちや保護者、地域住民に及ぼす影響へも配慮が必要である。

しかし、学校の伝統や学校の存廃を着眼とした協議では、統廃合の議論が進捗しないことも想像できるので、統廃合を進めていく上では、公立学校としての教育環境の維持・向上を目的とし、現在の子どもと未来の子どもたちのための新しい学校づくりという視点にたつことが重要である。

その上で、廃止される学校の教育活動や伝統及び子どもたちへの配慮を十分に考えていく必要があり、例として、カウンセラーの配置等による子どもたちの心理面への対応や記念誌の発刊、統合後の学校へのメモリアルコーナーの設置などが挙げられる。

また、学校の跡地の利用についても、地域づくりやコミュニティに活用できるように、地域住民の意見を十分に反映できるように配慮する必要がある。

### オ 新しい学校づくりという視点

統合の際には、各々の学校が地域に果たしてきた歴史的な役割などを踏まえた上で、将来を見据えた新たな学校づくりを行っていく視点が不可欠である。

その際には、施設・設備、児童・生徒の交流及び学校名等について、統合前の準備段階から計画的に進めていくことが大切である。

また、統合による小規模校の課題の解消と併せて、教育環境を充実させていくために、地域運営学校や小中一貫校など新たな教育制度への取り組みや多様な指導方法の導入などの教育改革を進めていくことも考えられる。

なお、施設・設備については、多様な学習形態への対応をはじめとする教育環境の変化に対応した整備を優先的に行っていくことも必要である。



## 2 適正配置の推進と併せた取り組み

### (基本的な考え方)

学校の規模に関わらず生じている課題についても、教育環境の整備・充実のために、適正配置の推進と併せて取り組みが必要である。

#### ア 通学区域の変更

町会・自治会等を分割している通学区域や小学校と中学校の通学区域が整合していない地域において、地域コミュニティや学校と地域の関係に支障をきたしている場合には、地域からの要望等に基づき、学校の規模に支障がない範囲で通学区域の見直しを行っていく。

#### イ 新たな学校と地域の関係づくり

今後の学校教育では、保護者及び地域住民の教育活動等への参画や学校とのいっそうの連携が求められている。

そのためには、新たな教育制度としての小中一貫教育や地域運営学校の実施、地域の社会資源や人材を活かした特色ある学校づくりをいっそう進めていく必要がある。

今後も学校は、これまで学校を支えてきた町会・自治会等の地縁コミュニティを大切にしながら、スポーツや文化活動をはじめとする地域を越えたコミュニティとも連携を深めるとともに、地域の小学校と中学校相互の連携を加えた学校と地域の関係づくりを進めながら、地域の実情に応じて、学校を中心とした新たなコミュニティづくりを目指していくことが必要である。

#### ウ 学校選択制の検証

本市の学校選択制は、通学区域制度を維持した上で実施していることから、学校と地域の関係にも配慮した制度であるといえるが、実施後 4 年が経過していることから、学校と地域の関係、保護者や教職員の意識の変化及び学校経営への影響などを含め、学校選択制の成果や課題を十分に検証していくことが必要である。

#### エ 安心・安全な通学環境の整備

登下校時の交通安全や不審者への対応など安心・安全な通学路の確保・整備については、行政、学校及び保護者・地域との連携・協働により着実に実行していかなければならない。

また、学校選択制の実施等による通学区域外から通学する子どもへの対応を検討していく必要がある。

#### オ 新たな施設整備指針の作成

学校施設について、耐震補強工事、改築や大規模改修など学校施設の維持管理は、財政面も含めて長期的な展望が必要であり、また、社会状況などの環境の変化に即した施設・設備の整備・充実及び市民の多目的な利用へのニーズに応じていくことが求められている。

本審議会としては、別途、検討会等を設置しながら、新たに施設整備指針等の作成が必要であるとする。

## ～ おわりに ～

本審議会では、全 14 回の会議を開催し、八王子市の子どもたちのための望ましい教育環境について、学校の配置や規模と併せて子どもの安全や学校と地域の関係、そして、学校選択制をはじめとする新たな教育制度等との関連も含め、公立学校とはどうあるべきかという観点に立ち議論を行いました。

今後も少子化の進行が見込まれる中、学校の適正配置を進めていくことは、次世代を担う子どもたちのための望ましい教育環境の基盤を整えることであり、さらには、学校と地域関係を踏まえた地域づくり・まちづくりにもつながります。

したがって、学校の適正配置を進めていくには、市民の十分な理解が不可欠です。より多くの市民に本答申をご覧いただき、本答申の実現にご協力いただきたいと思います。

## ～ 詳しくは ～

八王子市立学校適正配置等審議会の答申(本編・資料編)及び会議要録と会議資料は、市内図書館、学校教育課学事課及び下記のホームページでご覧いただくことができます。

八王子市教育委員会のホームページ(八王子市立学校適正配置等審議会)  
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/kyoikujoho/013616.html>

八王子市立学校適正配置等審議会(第3期)

「市立小・中学校の適正配置について(答申) 概要版」

平成 20 年 3 月 31 日

発行 八王子市教育委員会

事務局 学校教育課学事課

住所: 〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話: 042-620-7339(直通)

ファックス: 042-627-8811